

1. 概要

- 建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、沖縄県土木建築部が総合評価落札方式で発注する建設工事において、「労務費見積り尊重宣言」への取り組みに対して、インセンティブを付与するモデル工事を試行する。

2. 対象工事

: 沖縄県土木建築部が総合評価落札方式で発注する建設工事で、発注者が必要と認めた工事。
簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型においては、原則必須の評価項目とすることを標準とする。
特別簡易型、簡易型Ⅰ型においては、積極的に評価項目とすることを標準とする。

3. 試行内容

(1) 総合評価落札方式における評価

①と②の両方を満たす場合、総合評価落札方式における企業の能力等の評価として加点する。

(全て自社施工を予定している元請企業も①と②の両方を満たす場合、同様に加点する。)

①「労務費見積り尊重宣言」の公表

入札・契約手続き参加企業は、宣言を公表し、申請書及び確認資料提出時に公表した事実が確認できる資料(様式指定なし)を提出すること。**ア)又はイ)のいずれかで良い**が、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とする。(特定JVは代表者のみの公表・資料提出)

ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。

イ) 下請企業等、社外の者が閲覧できるような場所(会社入口や廊下等)において、**掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。**

②下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨の誓約書

入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時に誓約書(別記様式 6-3)を提出すること。

(2) 履行確認による工事成績評定への反映

工事完成時に、発注者(主任監督員)が、下請企業から元請企業への見積書を確認し、労務費(労務賃金)の内訳明示がされていることを履行確認する。確認対象は、1次下請契約額上位1位の企業に加え、下請金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の1次下請契約の企業の見積書とする。(当初契約及び改定契約を含む)

A 総合評価落札方式において加点された場合

履行確認ができ、さらに注文書でも労務費の内訳明示があれば、工事成績評定でも評価する。

履行確認ができない場合は、工事成績評定において減点する。(確認対象となる1次下請契約が無い場合は減点の対象外とする。)

B 総合評価落札方式において加点がない場合

工事完成日までに、宣言が公表され、見積書と注文書で労務費の内訳明示があれば、工事成績評定で評価する。

履行確認ができなくとも、工事成績評定において減点しない。